

ILO第29号条約の適用に関する意見
強制労働に関する条約（1930年）

（ダイレクトリクエスト：人身取引対策関係）

2010年9月1日
日本労働組合総連合会

4. 人身取引を防止するための諸対策
（3）偽装結婚対策について

統計などのデータはないが、「在留資格：興行」の発給が厳格化されたことに伴い、就労可能な滞在許可を得る為の偽装結婚が増加傾向にあると言われている。実際に、外国人労働者の一部に、偽装結婚の手続きのために、ブローカーに多額の借金を負わされ、強制労働を強いられるケースもある。

入国管理局は、積極的に偽装結婚の摘発に努めているが、現実にはブローカーによる巧みな偽装工作により、偽装結婚の真偽の確認が困難で、事案によっては相当程度の調査期間を要しており、偽装滞在・偽装結婚などによる外国人の強制労働被害者の保護が十分であるとは言いがたい。

よって、日本政府は、偽装結婚を利用した強制労働のブローカーの摘発と被害者の保護のため、偽装入国・偽装結婚対策の予算・人員をさらに充実させ、被害者の保護を強化すべきである。

一方で、送出国側にも一部に悪質なブローカーが存在しており、偽装結婚などを利用した強制労働対策の実効性を高めるためには、国際的な連携による取り締まりを強化するとともに、送出国におけるディーセント・ワークの確立や産業育成・貧困撲滅対策が不可欠であり、日本政府の今後の積極的な取り組みに期待する。

6. 人身取引被害者の保護
（2）婦人相談所等における被害者保護と支援について

連合は、人身取引の防止に向けては、未然防止策を強化するとともに、2008年の「国連自由権規約委員会」勧告を踏まえ、人権に配慮した被害者の保護と帰国、再定住までのきめこまかな支援体制が必要と考えている。あわせて、被害者支援の強化に向け、民間シェルター等への積極的な財政的支援が必要であると考えている。

また、日本の女性や少女が借金（親の借金）や家出などによって、人身売買の被害者となり、売春を強要されている事例もあるため、実態把握が必要である。

以上

ILO第45号条約の適用に関する意見
すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約（1935年）

2010年9月1日
日本労働組合総連合会

第3条について

日本労働組合総連合会は、2004年の「男女雇用機会均等法」改正審議に係わって、「労基法における女性の坑内労働原則禁止の廃止」が議題になったことから、組織内討議を行い、2005年10月の中央執行委員会において、次の連合要求を決定した。

- (1) 監督業務、管理業務および施工管理に係わる業務に携わる女性技術職については、坑内労働の禁止規制を撤廃する。
- (2) 妊産婦の坑内労働は禁止する。

この要求の背景には、①トンネル工事の監督業務に携わる女性技術職を組織する労働組合からの規制緩和の要望、②就業環境の面からの慎重意見、③産婦への規制拡大意見などがあった。改正労基法は連合要求をほぼ踏まえた内容となり、2007年4月に施行された。

なお、現時点で新たな課題や労働条件の変化は直接把握できていない。一方、改正による変化として、当該職場において、女性土木職員がシールド工事の設計から完成まで一貫して担当する可能性が広がった、従来男性が多かった専門職に女性の採用が増えたなどの報告は受けている。

以 上

ILO第81号条約の適用に関する意見
工業及び商業における労働監督に関する条約（1947年）

2010年9月2日
日本労働組合総連合会

2009年条約勧告適用専門家委員会の直接要請について

○ 2008年に連合が表明した懸念に対して有用と思われる情報について

労働基準監督署の整理統合により、労働者の利便性が大きく損なわれることや、現在でも十分とはいえない監督体制がさらに弱体化するとの懸念がある。2008年の報告でもコメントした通り、労働基準監督署は、臨検・監督を通じて労働基準法等労働関係法の履行確保をはかり、最低限の労働条件を保障するために必要不可欠な機関であり、連合としては、労働基準監督署の再編整理については反対であることを改めて表明する。

また、国家公務員の採用を2011年度から半減させるという政府方針のもとに、2010年度の労働基準監督官採用試験合格者を昨年の216名から177名に大幅に抑制した。連合は、今後の労働基準監督官及び労働衛生専門官の削減による労働監督行政の後退を危惧する。

○ 条約第3条1(b)について

「法違反および労働災害件数が多い」との条約勧告専門家委員会からの指摘に対して、政府のコメントでは、「パンフレットの作成による周知」や「労働基準監督機関への通達」などが示されている。連合としては、こうした対応は不十分であり、2010年3月に開催された、三者構成の労働政策審議会労働条件分科会において、行政による労働関係法令の履行確保対策や労働災害発生防止対策の一層の強化を求めている。

以 上

I L O 第 88 号条約の適用に関する意見
職業安定組織の構成に関する条約（1948 年）

2010 年 9 月 1 日
日本労働組合総連合会

第 2 条関係について

職業安定所は、雇用対策に関する中核的機関であり、求職者や事業主に接する第一線の機関として、求職者に対し、迅速にその能力に適合する職業に就くことをあつせんするとともに、職業指導、雇用保険その他職業安定法の目的の達成のために必要な措置を一体的に行い、適切なサービスを提供することが求められている。こうした責任を果たすためには、ユニバーサルサービスとして国が自らの責任として全国ネットワークによるサービス体制を維持すべきである。また、万が一こうしたサービス体制のあり方を見直す場合には、公労使三者構成の労働政策審議会の承認事項とすべきである。

以 上

I L O 第 115 号条約の適用に関する意見
電離放射線からの労働者の保護に関する条約（1960 年）

2010 年 9 月 1 日
日本労働組合総連合会

2010 年日本政府年次報告に対して特段のコメントはない。

以 上

ILO第119号条約の適用に関する意見
機械の防護に関する条約（1963年）

2010年9月1日
日本労働組合総連合会

質問Ⅲについて

日本政府の年次報告では、2010年3月現在の労働基準監督官数などが記載されている。しかし、国家公務員の採用を2011年度から半減させるという政府方針のもとに、2010年度の労働基準監督官採用試験合格者を昨年の216名から177名に大幅に抑制した。連合は、今後の労働基準監督官及び労働衛生専門官の削減による労働監督行政の後退を危惧する。

質問Ⅴについて

日本政府は、「特記すべき事項はない」と回答しているが、連合として以下のことについて懸念を持っている。

政府の対策は、機械の包括的な安全基準に関する指針を定め、リスクアセスメントの実施により、労働災害防止対策の強化を図ることを求めている。しかし、機械の製造元からの機械の残留リスク情報が、ユーザーに適切に提供されていないなど、取り組みが不十分な状況となっている。

連合は、機械の包括的な安全基準に関する指針を法規制に格上げし、安全対策の充実と強化を求めている。

なお、2006年の改正安全衛生法によりリスクアセスメントの実施が努力義務となったが、50名未満の事業場におけるリスクアセスメントの実施率は、約19%（※1）と低調である。また、労働災害発生率も実施している事業場の約2倍程度（※2）と高くなっていることに留意すべきである。

（※1）労働安全衛生基本調査（平成17年厚生労働省調べ）

（※2）OSHMSへの取り組み状況等に関するアンケート調査結果（平成22年3月・中央労働災害防止協会調べ）

以上

I L O 第 120 号条約の適用に関する意見
商業及び事務所における衛生に関する条約（1964 年）

2010 年 9 月 1 日
日本労働組合総連合会

質問Ⅳについて

日本政府は、「報告すべき特段の事項はない」としているが、連合として以下の点について懸念を持っている。

日本における商業・小売業などの事業場の約 8 割は小規模事業場が占めている。

しかし、労働安全衛生法において、事業場における労使の協議機関である安全衛生委員会は、設置義務が 50 名以上となっているため、小規模事業場における安全衛生対策を充実するためにはこの人数要件を下げる必要がある。

なお、連合は、30 人以上の事業場に設置義務を課すことを求めている。

以上

I L O 第 138 号条約の適用に関する意見
就業の最低年齢に関する条約（1978 年）

2010 年 9 月 1 日
日本労働組合総連合会

2010 年日本政府年次報告に対して特段のコメントはない。

以 上

ILO第139号条約の適用に関する意見
がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約
(1974年)

2010年9月2日
日本労働組合総連合会

第1条(1)について

発がん性試験は長期間を要し、検索できる化学物質数にも限界がある。一方で、新しい化学物質が続々と労働現場や環境中に送り出されており、試験すべき化学物質の数は増加の一途をたどっている。

日本政府が、ニッケル化合物とホルムアルデヒドを新たに規制することは評価したい。しかし、発がん性の恐れがある物質の有害性調査(閾値なども含め)について、予算上の制約から、一年間に調査を実施できる物質が極めて限定されており不十分である。

これまでも、試験に要する時間の縮減や検体の節約などが進められてきたが、毒理学、特に発がん性の研究の進歩にそって、より短期間で費用のかからない代替試験法の開発が必要である。日本政府の試験に対する予算上の制約があることを鑑みれば、国内における動物愛護の機運も踏まえ、in Vitro や(Q)SAR(定量的構造活性相関)の精度向上など、日本の発がん性試験がよりアニマルフリー(動物実験を行わない形態)に移行することが重要である。

また、労働現場においては、複数の化学物質が利用されていることも珍しくない。しかし、日本政府は化学物質の労働現場における複合ばく露(混合物・反応生成物を含む)による発がん性調査を十分に実施しておらず問題である。

第6条(3)について

日本政府は、国家公務員の採用を2011年度から半減させるという政府方針のもとに、2010年度の労働基準監督官採用試験合格者を昨年の216名から177名に大幅に抑制した。連合は、今後の労働基準監督官及び労働衛生専門官の削減による労働監督行政の後退を危惧する。

質問IVについて

労働基準監督官の行った定期監督の件数が、5年間で約2万件減少している。この要因は政府の予算削減によるものであり、連合は、労働基準監督官及び安全衛生専門官の増員など、さらなる労働監督行政の充実を求めている。

以 上

I L O 第 159 号条約の適用に関する意見
障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（1983 年）

2010 年 9 月 2 日
日本労働組合総連合会

質問Ⅱについて

〔第 5 条関係〕

日本政府の年次報告では、2009 年 12 月 8 日付閣議決定により「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置され、同本部の下、「障がい者制度改革推進会議」が 2010 年 1 月より開催されていることなどが記載されている。

労働者団体としては、障害の有無、種別および程度にかかわらず、障害者の人権が尊重され、共に働ける社会をめざし、国連「障害者の権利に関する条約（仮称）」の早期批准および実効性のある国内法の整備を求める立場から、上記会議における議論も含め、障害者雇用を含めた全般的な施策の確実な実行、推進を注視していく。

以 上

ILO第162号条約の適用に関する意見
石綿の使用における安全に関する条約（1964年）

2010年9月1日
日本労働組合総連合会

第17条について

日本政府の回答は記載されていないが、連合として以下のことについて懸念を持っている。

政府は、法令等の改正により石綿を取扱う作業に従事する労働者に対する措置などの対策を進めているが、建物解体現場における不十分な分別作業により、有害なアスベストを含む建築資材のコンクリート塊やスレート材の破片などが、再利用した砂利「再生砕石」に混入していることが明らかになるなど、健康への影響が懸念されるとともに監視体制の不備が明らかになっている。

連合は、政府に対して実態調査の徹底や事業者による管理体制の強化を求めている。

第21条について

日本政府の回答は記載されていないが、連合として以下のことについて懸念を持っている。

石綿を取り扱う作業に従事する労働者への対策は進められているが、2005年の労働安全衛生法などの見直し以前に、隣接する事業場等で働いていた労働者や事業場へ出入りした郵便配達員などの労働者への対応については不十分であり、ばく露による健康への影響が危惧されている。連合は、健康被害状況の把握や対策の充実など適切な対応を求めている。

以 上

ILO第181号条約の適用に関する意見
民間職業仲介事業所に関する条約(1997年)

2010年9月2日
日本労働組合総連合会

第3条について

職業紹介事業および労働者派遣事業については、日本政府報告にある通り、許可又は届出の制度がとられ、職業安定法違反および労働者派遣法違反等の法違反については、行政指導が行われているところである。しかし、労働者派遣事業については依然として雇用の不安定さが大きな社会問題となっていることから、現状について以下のとおり補足する。

2008年秋のリーマンショック以降、派遣労働者の雇止めの問題が顕在化する中で、同年10月から政府が行った調査によると、派遣労働者の雇止めなどの件数は調査開始から2010年9月までの間に15万人にのぼる。日本の労働者派遣制度は、常時雇用される労働者のみで事業が行われる労働者派遣事業を「特定労働者派遣事業」として届出制とし、それ以外の労働者で行われる労働者派遣事業を「一般労働者派遣事業」として許可制としているが、政府が把握できたものだけでも相当規模の雇止めなどの問題が発生していることを鑑みると、問題は必ずしも許可制の一般労働者派遣事業だけでなく、現在届出制になっている特定労働者派遣事業についても問題があると考えられるべきである。

については、特定労働者派遣事業についても速やかに届出制から許可制とし、個々の事業の実態の把握に努めるとともに、必要に応じて適切な是正・指導を行うことができるようにすべきである。

以上

I L O 第 182 号条約の適用に関する意見
最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための
即時の行動に関する条約(1999 年)

2010 年 9 月 1 日
日本労働組合総連合会

2010 年日本政府年次報告に対して特段のコメントはない。

以 上

I L O 第 187 号条約の適用に関する意見
職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（2006 年）

2010 年 9 月 2 日
日本労働組合総連合会

2010 年日本政府年次報告に対して特段のコメントはない。

以 上

ジェネラル・オブザベーションに関する意見
(金融経済危機と賃金に関する国内施策)

2010年9月1日
日本労働組合総連合会

2010年日本政府年次報告に対して特段のコメントはない。

以 上